

第 6 回 J I（共同実施）監督委員会 報告

地球環境ユニット

主任研究員 広野 正純

第 6 回 JI 監督委員会（Joint Implementation Supervisory Committee：JISC）会合が、ボン（ドイツ）の科学センター（Wissenschaftszentrum）を会場として 2 月 15 日（木）～16 日（金）に開催された。日本からは、工藤拓毅・（財）日本エネルギー経済研究所地球環境ユニット総括が委員代理として出席した。

昨年 10 月 26 日の JI トラック 2 事業の申請手続開始以降、この会合までにプロジェクト設計文書（PDD）が 38 件、決定レポートが 1 件事務局に提出され、ホームページで公表されているが、レビュー要請されたプロジェクトも未だ無いことから、今回の会合でも個々のプロジェクトに関する議論は行われなかった。但し、前回の第 5 回会合で、JI プロジェクトにはホスト国に加えて少なくとも 1 ヶ国が関与していることが必要であり、承認状に関しても、ホスト国政府の承認状の他に少なくとも 1 ヶ国の政府による承認状を PDD 決定時に JISC に提出する必要があるとした決定が見直され、ホスト国政府の承認状の他に少なくとも 1 ヶ国の政府の承認状は必要だが、その提出は排出削減量決定時までで良いとされた。

今回の会合では、上記の承認状提出時期や小規模プロジェクトに対する課金の軽減措置拡大等で、ロシアや中東欧の JI ホスト国の委員・委員代理からの積極的な発言が多く聞かれた。今後は個々のプロジェクトに関する審議も増加し、本会合の出席者は個人資格の参加ではあるものの、各国の状況を踏まえての議論が一層強まってくると考えられる。

次回第 7 回会合（JISC 07）は、非公式協議（非公開）を含め、5 月 2 日（水）～4 日（金）にボンの UNFCCC 事務局において開催される予定である。

1. メンバーシップ [アジェンダ 1]

[定足数の確認]

今会合は Mr. Børsting（ノルウェー） Mr. Goetze（カナダ） Mr. Castro（エクアドル） Mr. Joshi（インド） Ms. Crisostomo（マーシャル諸島） Ms. Celmina（ラトビア）の 6 名が正当な理由で欠席している以外、全ての委員 / 委員代理¹が出席しており、規定の定足数²に達していることを確認した。

[宣誓]

¹ 委員 / 委員代理一覧は文末の表 1 参照。

² JI ガイドライン第 14 条参照。

各委員 / 委員代理が、今回の議題と利害関係を有さないことを宣誓した³。

2. 議長及び副議長の選出 [アジェンダ 2]

(1) JI ガイドラインのパラ 7 は、「議長と副議長は毎年選出され、Annex 国と非 Annex 国の委員との間で議長と副議長の地位を毎年交替すること」とある。この規定に基づき、事務局が進行役を務め、本年の議長（非 Annex 国）と副議長（Annex 国）の選出を行った。

(2) Mr. Oderson(バルバドス)が新議長に Mr. Joshi(インド)を推薦し、Mr. Henkemans (オランダ) が新副議長に Mr. Børsting (ノルウェー) を推薦した。出席委員の挙手による採決を行い、満場一致で可決された。両名共に欠席であったが、議長 / 副議長を引き受けても差し支えない旨のレターが事前に事務局に提出されており、両名の議長、副議長就任を決定した。

(3) また、今回は両名とも欠席であることから、JISC 手続規則第 13 条に従い、出席委員の中から今回の JISC 会合の議長選出を行った。Mr. Trusca(ルーマニア)が Mr. Henkemans(オランダ)を推薦し、出席委員の挙手による採決により満場一致で可決され、同氏が議長を務めることとなった。

3. アジェンダの採択 [アジェンダ 3]

アジェンダが原案⁴通り承認された。

4. COP/MOP2 の結果報告 [アジェンダ 4]

(1) 議長より、COP/MOP2 (昨年 11 月にケニア・ナイロビにて開催) における JI に関する主要決定事項が以下の通り報告された。

- ・ JISC 手続規則及びプロジェクト設計文書 (PDD) 様式の採択。
- ・ JI ガイドラインのパラ 20 に基づき、未報告の締約国に対して JI 事業の指定フォーカルポイントや、国別ガイドライン及び手順の事務局への報告を引き続き要請。
- ・ JISC に対して、管理計画の継続的検討や、手続やプロセスの合理化を要請。
- ・ CDM に関する決定に倣い、JI 小規模プロジェクトの範囲を見直す。
- ・ 課金 (案) を承認。
- ・ JISC 委員 / 委員代理の JISC 会合出席時の航空券代及び日当の見直しに関しては、補助機関 (SB) 会合での継続審議とする。
- ・ 締約国政府には、資金拠出を引き続き要請。

³ JI ガイドライン第 10 条(b)参照。

⁴ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/006/PropAgenda.pdf 参照。

5. 小規模プロジェクト [アジェンダ 5(a)]

- (1) 事務局より、COP/MOP2 において、小規模 CDM プロジェクトの範囲見直しを受けて小規模 JI プロジェクトの範囲も見直されたことが再度報告され、その変更を反映した 小規模 JI プロジェクト手続、 同利用者ガイドライン、 JI 小規模プロジェクト・バンドリング用提出書式の改訂案が説明された。
- (2) なお、見直しの内容は以下の通りである。
- ・ タイプ (再生可能エネルギー) : 発電容量 15MW 以下 (変更無し)
 - ・ タイプ (省エネ) : 年間 60GWh 以下の省エネ規模 (15GWh 以下から変更)
 - ・ タイプ (その他) : 年間 60kt-CO₂ 以下の排出削減量 (15kt-CO₂ 以下の排出量から変更)
- (3) 審議の結果、上記改訂案はいずれも採択された。また、昨年の CDM 用 PDD の様式変更に関しては、事務局より、その変更は本質的なものではなく、JI の PDD 様式の見直しは行わないとの説明が行われた。

[結論]

COP/MOP2 での小規模 CDM プロジェクトの範囲見直しを受けて、小規模 JI プロジェクトの範囲が見直されたことに伴い、小規模 JI プロジェクト手続、同利用者ガイドライン、JI 小規模プロジェクト・バンドリング用提出書式が改訂された。

6. 独立機関 (Independent Entity: IE) の信任 [アジェンダ 5(b)]

- (1) まず、JI 信任パネルの議長を務める JISC 委員の Mr. Pluzhnikov (ロシア) が、プログレスレポートに基づき以下の通り報告 / 説明した。
- ・ 2006 年 10 月 18 日 ~ 2007 年 1 月 26 日までの JI 信任パネルの活動をプログレスレポートにまとめた。この間に JI 信任パネル会合を 2 回開催した。
 - ・ 現在までに 13 の独立機関 (IE) が信任申請を行った。全て、CDM でも信任申請を行っている機関である。12 の IE に関しては、間もなく机上審査が行われる予定である。残る 1 つの IE は提出書類が不十分であり、現在事務局とやり取りを行っている。
 - ・ 2 回の専門家募集と選考の結果、現時点で 28 名がリストに掲載されている。
 - ・ 今回、JISC による JI 信任手続を見直すと共に、信任手続内容 4 点に関する明確化 (Clarification) を行った。詳細は事務局より説明するので、JISC として承認して欲しい。
 - ・ JI アセスメントチームのアセスメント計画準備に関するガイダンスと JI 信任パネ

ルと事務局が行う信任申請に対する予備考察（Preliminary Consideration）に関するガイダンスを取りまとめた。

- ・ 2 月 12 日に JI アセスメントチームの専門家リストに掲載されたメンバーに対する第 1 回目のトレーニングを行った。
- ・ 今後の検討課題としては、信任に関する時間と費用の削減（特に CDM の指定運営組織[DOE]でも同様に行われる再信任や排出削減量決定に関する立会審査に関して）、IE の方法論に関する能力の評価、IE とのコミュニケーション、アセスメントチームの質と一貫性の向上、がある。

（２）続いて事務局が、JISC による JI 信任手続の見直しと、信任手続内容 4 点に関する明確化に関して、以下の通り説明した。

[JI 信任手続の見直し]

- ・ 主要変更点は、新たなセクトラルスコープの提案を処理するタイミングの明確化と、現地調査時の IE の是正措置が不十分な場合には、更に 3 ヶ月の是正期間が与えられる、とした点である。
- ・ その他、IE の排出削減量決定機能に対する立会調査にはプロジェクト現場への訪問を含むこと、スポットチェックの事前通知は不要、再信任を行う最初の行動(事務局への意図通知)は IE が行うこと、等と改めると共に、信任独立機関(AIE)の所在地の変化に関する具体的な条項を追加した。
- ・ JI 信任手続の Annex 4 に、立会審査によりあるセクターの PDD あるいは排出削減量に関する信任が行われた場合、他の類似の関係セクター / 機能をどこまで同時に自動的に信任するかの考え方をまとめた。

[信任手続内容 4 点に関する明確化]

- ・ JISC 04（2006 年 9 月）で、JI 信任手続が開始される 2006 年 11 月 15 日までに信任申請を行った CDM の DOE は、暫定的に JI の AIE として活動出来るとしたが、その時点までに申請を行わなかった DOE に関しても、申請した時点から暫定的に AIE として活動出来ることを明確化する。ただし、当該日以降における DOE の信任については適用されない（暫定的な AIE としての活動が認められない）。
- ・ アセスメントチームによる立会審査の範囲は、PDD に対する決定時は、PDD が公表される段階から PDD に対する決定が公表される直前まで、排出削減量に対する決定の際は、モニタリングレポートが公表される段階から、そのレポートに対する決定が公表される直前までとし、立会審査の対象となるプロジェクトについては、IE はアセスメントチームによって当該プロジェクトが立会審査の対象であると認識された後に初めて PDD やモニタリングレポートを公表出来ることと、決定レポートは、IE が信任された後に初めて公表出来ることを明確化する。ただし、AIE として暫定的に活動する DOE については、は適用されない。

- ・ CDM の DOE が暫定的に AIE として活動する場合は、既に公表済の PDD やモニタリングレポートを立会審査の対象とすることは出来ないことを明確化する。
 - ・ IE に対する信任は、現地調査が行われた IE の所在地に対してのみ与えられることとし、IE としての意思決定の責任はすべて所在地にあることを明確化する。ただし、これにより外部の専門家等を契約により活用することを妨げるものではない。
- (3) 審議の結果、JISC による JI 信任手続の見直しと、信任手続内容 4 点に関する明確化は承認され、2 月 17 日に発効とすることが合意された。
- (4) その他、以下の議論が行われた。
- ・ IE の排出削減量決定機能に対する立会審査開始時期を、2008 年末ではなく、2008 年初頭からとするかに関しては、JI 信任パネルで議論の上、次回の JISC 会合に提案することとなった。
 - ・ また、Mr. Pluzhnikov (ロシア) から、JI 信任パネルメンバーの Mr. Lee が辞任したが、その原因は会合参加時にビジネスクラス航空券代が支給されないことにもあったことが報告され、後任としては、方法論の知識を重視した形でメンバー募集を行い、JISC 委員による電子メールによる投票により選考することとなった。JI 信任パネルメンバーにもビジネスクラスの航空券代を支給するかの問題は、5 月開催の SB 会合での議論に反映されるように、JISC メンバーへの支給依頼と共に、事務局から速やかに各締約国政府に要請することとなった。

[結論]

JI 信任パネルの提案に基づき、JISC による JI 信任手続の一部見直しと信任手続内容 4 点に関する明確化が採択された。

7. PDD に関する決定レポート [アジェンダ 5(c)]

- (1) 前回の JISC 05 で、JI プロジェクトには、ホスト国に加えて少なくとも 1 ケ国が関与していることが必要であり、承認状に関しても、PDD 決定時にホスト国政府の承認状の他に少なくとも 1 ケ国の政府による承認状を JISC に提出する必要があるとされた一方、この問題は今後必要があれば見直すことも合わせて合意された。この点に関して、再度議論が行われた。
- (2) 事務局からは、この考え方に関しては、JISC 05 での合意の通り、ホスト国政府の承認状の他に少なくとも 1 ケ国の政府による承認状を PDD 決定時に JISC に提出する必要がある、ホスト国政府以外の承認状を提出する必要は無い、ホスト国政府の承認状の他に少なくとも 1 ケ国の政府による承認状は必要だが、その提出

は排出削減量決定時までで良いとする、の 3 つのオプションがあるが、京都議定書第 6 条パラ 1(a)の「Any such projects has the approval of the Parties involved」の規定に鑑みると、 のオプションは難しいことが説明された。

(3) 出席者からは以下のコメントが出された。

- ・ (チリ) そもそも CDM と JI とでは承認状の目的が異なる。CDM ではホスト国の承認状は自発的参加の色彩が強いが、JI では文字通り政府の承認を示すことが目的である。
- ・ (ロシア) 上記 のオプションに変更し、より柔軟なシステムとして、関係者の負担を軽減すべきである。
- ・ (ルーマニア) 上記 に賛成である。2 月 13 ~ 14 日に開催された JI テクニカルワークショップでも、このような変更を求める意見が多く出されていた。
- ・ (ブルガリア) 上記 に賛成である。ホスト国政府以外の承認状は、PDD 決定時に提出するのが良いが、提出出来なければ排出削減量決定時までの提出でも良い、と考えるべきである。
- ・ (デンマーク) のオプションに改めるべきである。
- ・ (ロシア) JI プロジェクト振興の意味でも、 のオプションが良い。
- ・ (チリ) JISC として、PDD 決定時の提出があくまでもベターであるとの考え方を示すべきである。

(4) 審議の結果、上記事務局提案 の「ホスト国の承認状は PDD 決定時に、ホスト国政府の承認状以外の少なくとも 1 ヶ国の政府による承認状は、遅くとも排出削減量決定時まで提出すべきである」に改めることが合意された。

(5) 続いて、事務局から、10 月 26 日の JI トラック 2 事業の申請手続開始以降、PDD が 38 件、決定レポートが 1 件提出されたことが紹介され、 提出時に有効な PDD のバージョンを遵守すること、 必要とされる全ての文書・情報を提出すること、 英語を使用すること、 原文書が英語以外の場合は正式の英訳 (Official Translation) を用意すること、 等が再度明確化された。

(6) AIE が行う決定に対するアプレーザルあるいはレビューを行う専門家募集に関しては、12 月 15 日 ~ 1 月 26 日の第 2 回募集期間に 23 名が応募したことが紹介され、JISC の非公開協議の結果、10 名が専門家として承認されたことが報告された。

[結論]

承認状提出時期に関して再度議論が行われ、ホスト国の承認状は PDD 決定時に、

ホスト国政府の承認状以外の少なくとも 1 ヶ国の政府による承認状は、遅くとも排出削減量決定時までに提出すべきであるとされた。

8. 財政状況のレビュー [アジェンダ 6(a)]

(1) 事務局が、最新の財政状況に関して以下の通り報告した。

- ・ 2 月 7 日時点で、JISC に対して 19 ヶ国・組織（欧州委員会を含む）から、合計 2,192,853US ドル分の資金拠出の誓約があり、その内 1,323,712US ドルが支払済である。従って、本年は 5 回の JISC 会合が開催可能となった。
- ・ 2006～2007 年までの予算額は 4,389,543US ドルだが、これまでに得られた収入は 2,742,280US ドルに止まっている。誓約済の金額が全て拠出されたとしても、751,622US ドルの不足となる。

(2) Mr. Sokolov (ロシア) が、COP/MOP2 の小規模 JI プロジェクトの範囲見直しに伴い、課金徴収に関しても現行の「PDD や排出削減量に関する決定時の課金は、発生する ERU (Emission Reduction Unit) の数量に拠るものとし、15,000t-CO₂/年までは 0.10US ドル/t、それ以上は 0.20US ドル/t」を見直し、15,000t-CO₂/年の境界を 60,000t-CO₂/年に引き上げることを提案したが、予算上の制約を優先させるか小規模事業の定義変更への適応を優先させるかで意見が別れると共に、課金の決済は COP/MOP でおこなうものであるため、拙速な判断は現時点では望ましくないといった理由により、本件は JISC 09 (本年 10 月開催予定) で議論するとして先送りされた。

9. UNFCCC 主催 JI テクニカルワークショップの開催報告 [アジェンダ 6(b)]

(1) 2 月 13 日 (火) ～ 14 日 (水) にボンで開催された標記ワークショップに関して、議長より、多くの出席者から、JISC の活動に関して肯定的な反応があったとのコメントがあった。

(2) これを受けて、出席者からは、AIE、指定フォーカルポイント等とのコミュニケーションを更に深めることが重要であること、関係者毎にワークショップを開催して個別に質問に答えることも有益、等のコメントが出された。

10. 他の関係者 / 関係組織との協力 [アジェンダ 6(c)]

(1) 2 月 12 日 (月) に、JISC と IE との会合が行われたことが報告された。

(2) CDM 理事会、遵守委員会、AIE、指定フォーカルポイント等との協力を引き続き進めて行くことが確認された。

11. ベースライン設定及びモニタリングの基準 [アジェンダ 6(d)]

- (1) JI ガイドラインのパラ 3(d)に、JISC の業務の中にベースライン設定及びモニタリングに関する報告ガイドラインと基準のレビュー及び改訂が含まれていることに関して議論が行われ、今後プロジェクト審査が増加した時点で JISC として検討することが合意された。また、PDD 様式に関しても今後同様にレビュー及び改訂を検討することとされた。

12. オブザーバーとの Q & A セッション

主な質疑は以下の通り。

Q：今回の JISC 会合で政府の承認状提出時期の考え方が改められた結果、JI マーケットが一層前進すると考えられる。信任手続に関しても、引き続き見直して改善することが重要である。

A：信任手続に関しては、特に時間短縮策を引き続き検討して行きたい。

Q：JI の PDD は、パブリックコメント期間が終了した時点で UNFCCC のホームページの掲載がなくなり、決定レポートの公表と共に再掲載となっている。中断することなく、引き続き掲載して欲しい。

A：パブリックコメント期間終了後の PDD は「Archive」のページに引き続き掲載してある。

Q：JI 取り扱い件数の少ない IE にとっては、プロジェクトが立会審査の対象となると時間がかかり、顧客は大手の IE を選ぶこととなりかねない。通常と変わらぬ時間で完了するように進めて欲しい。

A：立会審査を省略することは出来ないが、具体的な改善提案があれば出して頂きたい。

Q：JI 投資国の企業が、自国政府から ERU を受け取る際の法的意味合いが不明確である。

A：国毎に状況が異なるので、統一的なガイダンスは難しい。但し、ワークショップ等の開催や情報の共有化は可能である。

Q：最初の IE の信任はいつ頃行われると考えられるか。

A：具体的な時期は不明だが、立会審査次第だと考えられる。ERU 発行時の立会審査のスピードアップも検討している。

13. その他 [アジェンダ 6]

(1) 本年の会合等の日程を以下の通り確定した。(非公式会合 [非公開] を含む。第 10 回会合以外はボンで開催予定。)

- ・ 第 7 回 JI 監督委員会会合： 5 月 2 日 (水) ~ 4 日 (金)
- ・ 第 8 回 JI 監督委員会会合： 8 月 29 日 (水) ~ 31 日 (金)
- ・ JI テクニカルワークショップ：10 月 15 日 (月) ~ 16 日 (火)
- ・ 第 9 回 JI 監督委員会会合： 10 月 17 日 (水) ~ 19 日 (金)
- ・ 第 10 回 JI 監督委員会会合：11 月 28 日 (水) ~ 30 日 (金) (開催場所未定)

(2) 次回第 7 回会合の議題の暫定案⁵が承認された。

14. 閉会 [アジェンダ 7]

今回の会合レポート⁶を採択して、閉会した。

⁵ 議題の暫定案は http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/006/Reports/Annex11.pdf 参照。

⁶ 会合レポートは http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/006/Reports/Report.pdf 参照。

表 1：第 6 回 JI 監督委員会出席者（委員アルファベット順：20 名中 14 名出席）

	委 員	委員代理
附属書 国	Mr. Olle Björk スウェーデン	Mr. Franzjosef Schafhausen ドイツ
附属書 国	Mr. Georg Børsting ノルウェー（副議長）（欠席）	Mr. Darren Goetze カナダ（欠席）
非附属書 国	Mr. Jaime Bravo チリ	Mr. Marcos Castro Rodriguez エクアドル（欠席）
非附属書 国	Mr. Fatou Gaye ガンビア	Mr. Vincent Kasulu Seya Makonga コンゴ
附属書 国	Mr. Maurits Blanson Henkemans オランダ	Mr. Hiroki Kudo 日本
非附属書 国	Mr. Shailendra Kumar Joshi インド（議長）（欠席）	Mr. Maosheng Duan 中国
小島開発途上国	Mr. Derrick Oderson バルバドス	Ms. Yumiko Crisostomo マーシャル諸島（欠席）
市場経済へ移行中 の附属書 国	Mr. Oleg Pluzhnikov ロシア	Mr. Evgeny Sokolov ロシア
市場経済へ移行中 の附属書 国	Ms. Daniela Stoycheva ブルガリア	Ms. Astrida Celmina ラトビア（欠席）
市場経済へ移行中 の附属書 国	Mr. Vlad Trusca ルーマニア	Mr. Matej Gasperic スロベニア

（注）各委員 / 委員代理の任期は 3 年（2009 年第 1 回 JISC 会合まで） 但し、 の委員 / 委員代理の任期は 2 年（2008 年第 1 回 JISC 会合まで）

以 上

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp